# 令和6年度住宅再建支援事業補助金のご案内

町では、町内の個人住宅(※1)の再建を支援するため、個人住宅の再建工事(※2)に要する経費に対し補助金(最大25万円)を交付します。

(※1) 個人住宅とは?

居住するために自己が所有する住宅で、併用住宅、併存住宅の場合は所有者個 人の住宅部分

- (※2) 再建工事とは?
  - ・住宅の居住環境整備のための工事
  - ・住宅の機能の維持・向上のための補修、改造及び設備改善の工事
  - ・居住環境向上のための補修、改造及び設備改善の工事

# 対象となる方

町内で個人住宅の再建工事をする方。次のいずれかに該当する方は対象外となりま す。

- すでにこの補助金の交付を受けている方
- ・すでにこの補助金を受けた住宅を所有している方
- ・災害救助法に定める応急修理(平成25年度事業終了分)を受給した方 ※ 対象の可否が不明な場合はお問い合わせください。

# 対象となる住宅

町内の個人住宅

- ※避難指示が解除された区域、特定復興再生拠点区域が対象となります。
- ※併用住宅(※3)・併存住宅(※4)の場合は住宅部分のみ対象
  - (※3) 併用住宅とは?

居住部分と店舗などの業務部分が併存しており、その境を完全に区画せずに 相互に往来できる住宅

(※4) 併存住宅とは?

居住部分と店舗などの業務部分が併存しており、その境が完全に区画されて いる住宅

## 対象となる再建工事

平成25年4月1日(特定復興再生拠点区域にあっては平成29年12月22日)以降に実施した事業で、令和7年3月18日(火)までに完了する工事

※家電製品の購入・物置の設置・外構工事などは対象になりません。

# 補助金額

補助対象工事に要した額(千円未満切捨て、上限25万円)

#### 受付期間

令和7年3月18日(火)まで

※予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合があります。

### 申請方法及び必要書類

窓口または郵送 必要書類はチェックリストをご覧ください

## 問合せ

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

住所: 浪江町大字幾世橋字六反田7-2 電話番号: 0240-34-0232